2008

一般社団法人日本原子力学会

事務局長規程

平成28年3月22日　第7回理事会承認

第１章　総則

（目的）

第１条　本規程は，会務の円滑な運営を期するため，事務局長の就業および採用・任命に関する事項を定めることを目的とする。

（事務局長の定義）

第２条　本規程でいう事務局長とは，「事務局規程」（2001）で定める事務局の統括を職務とするものをいう。

（法令との関係）

第３条　法令の就業に関する条項の中で，この規程に定めのない事項およびこの規則が法令と抵触する場合，原則として法令の定めにしたがう。

第２章　服務規律

（服務規律）

第４条　事務局長は本会の目的をよく認識し，理事会の決定にしたがい，秩序正しく責任ある言動をもって，その職務を逐行しなければならない。

２　事務局長は，次の事項を守らなければならない。

（１）本会の名誉を汚し，本会に不利益を及ぼす行為をしないこと。

（２）本会以外の業務（兼業）に従事する場合には，理事会に届け出なければならない。兼業に関するガイドラインは別途定める。

（３）業務にて知りえた情報は，離職後といえども漏らさないこと。

３　本規定で特に記載のない事項については，「事務局職員就業規則（規程）（2002）」で定められた規定にしたがうものとする。

第３章　採用と任命

（採用の種類）

第５条　事務局長の採用手続は，公募による方法とする。

（公募による採用）

第６条　公募による採用は，書類選考および面接により総務財務委員会が実施し，理事会で決定する。

（事務局長候補の資格）

第７条　事務局長の任期は2年とする。再任は妨げない。

２　再任時を含めて，事務局長に就任する時点での年齢は68歳未満とする。

３　事務局長候補者は，原子力学会役員（理事または監事），部会，連絡会等の会長・幹事，事務局職員の経験を有することが望ましい。

（事務局長の選任）

第８条　事務局長の選任および再任用は総務財務委員会で推薦し，理事会で決定する。

第４章　改定等

（改定）

第９条　本規程の改定は，総務財務委員会が起案し，理事会が決定するものとする。

附則

１　平成25年3月22日　第7回理事会制定，同日施行

２　改定履歴

1. 平成25年11月26日　第4回理事会承認
2. 規約を規程に変更　平成28年2月18日　第8回総務財務委員会起案，平成28年3月22日　第7回理事会承認

附則

１　平成25年11月26日改定の規約は，理事会承認の日から施行する。

２　平成28年3月22日改定の規程は，平成28年4月1日から施行する。